

理工学部客員研究員受入れに関する内規

平成20年 3月13日制定

平成20年 4月 1日施行

平成24年 7月12日改正

平成24年 4月 1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学客員研究員規程第13条に基づき、理工学部及び短期大学部（船橋校舎）において研究に従事する客員研究員（以下「学部客員研究員」という）の受入れについての必要事項を定める。

(受入れ申請)

第2条 学部客員研究員の受入れを希望する場合、次の書類を整え、受入れ研究者が所属する学科主任等所属長の了解を得て、理工学部長（以下「学部長」という）に申請する。

- ① 受入申請書
- ② 履歴書
- ③ その他学部が必要と認める書類

(受入れの決定)

第3条 学部客員研究員の受入れについては、理工学部研究委員会の議を経なければならない。

(委 嘱)

第4条 学部客員研究員の受入れは、担当会議で審議の上、担当・主任会議、教授会に報告し、学部長が学部客員研究員を委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 学部客員研究員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(経 費)

第6条 学部客員研究員に係る経費は、原則として本人負担とする。ただし、当該学部客員研究員の受入れに伴う経費を学外諸機関が支出するか、あるいは理工学部で既に予算措置されている場合にはこの限りではない。

(所 管)

第7条 客員研究員に関する事務は、研究事務課が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成15年4月1日施行の日本大学理工学部客員研究員に関する内規は、廃止する。